

特定個人情報保護委員会訓令（4本）（案）

特定個人情報保護委員会の祝辞・後援・表彰関係について定めるもの。

	件名	概要
祝辞・ 後援・ 表彰・ 関係	特定個人情報保護委員会の祝辞等に関する規程	国際会議又は記念式典等の行事等に対して、祝辞・挨拶を交付できるようにするもの
	特定個人情報保護委員会の後援等名義に関する規程	講演会、講習会、普及運動等、委員会としてその趣旨に賛同し、積極的支援が認められるものに対して、名義を使用承認するもの
	特定個人情報保護委員会職員表彰規程	所管行政の推進に顕著な功績があり、他の職員の模範となる者を表彰するもの
	特定個人情報保護委員会の表彰等に関する規程	委員会の重要施策の推進に顕著な功績又は功労があったと認められるものに対して、賞状等を交付するもの

特定個人情報保護委員会の祝辞等に関する規程

平成26年 月 日

特定個人情報保護委員会訓令第 号

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）委員長又は事務局長（以下「交付者」という。）は、委員会又は関係団体が主催する行事等に対し、この規程の定めるところにより、祝辞、あいさつ等（以下「祝辞等」という。）を交付することができる。

(交付者の選定の協議)

第2条 行事等を主催する部局等（関係団体が主催する行事等にあつては、当該関係団体を所管する部局）は、原則として行事等の1か月前までに、交付者について、事務局総務課と次項の交付基準により協議した上で、当該交付者の事前の了承を得るものとする。

2 次の各号に掲げる交付者の祝辞等は、委員会の所管行政の推進に寄与すると認められる行事等であつて、それぞれ当該各号に掲げる基準を満たすと認められるものについて、交付することができる。ただし、交付者が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(1) 委員長 国際会議又は特に重要な記念式典若しくは行事

(2) 事務局長 重要な記念式典若しくは行事

3 前項の交付は、営利目的に供されるおそれがある等の場合には、これを行わない。

(申請手続)

第3条 委員会の関係団体が、その主催する行事等に対して祝辞等の交付を受けようとするときは、前条による交付者の決定後、当該関係団体を所管する部局へ申請を行う。

2 前項の申請は、別紙様式による申請書に關係書類を添えて、行わなければならない。

(修辞等の審査)

第4条 祝辞等の案文は、行事等を主催する部局（関係団体が主催する行事等にあつては、当該関係団体を所管する部局）が作成し、事務局総務課において修辞等の審査を受けた上で、交付者の承諾を得なければならない。

(交付の決定)

第5条 祝辞等は、第2条による交付者の選定及び前条による修辞等の審査を受けた上で、交付の決定を行うことができる。

(その他)

第6条 祝電等迅速な処理を要するものについては、手続の全部又は一部を省略することができる。ただし、この場合においても、本規程の趣旨にのっとり処理しなけ

ればならない。

2 祝辞等の交付の可否の通知は、文書により行うものとする。ただし、前項により処理したものについては、口頭で行うことを妨げない。

(他の交付者への準用)

第7条 この規程は、第1条に規定する交付者以外の者が交付する祝辞等について準用する。

(実施細目)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。

(別 紙)

(交付者) ○○ ○○ 殿

申請者 (団体) 名 | 印 |

(行事等) に対する (祝辞等) の交付について

標記について、下記により (交付者) の (祝辞等) の交付を申請します。

記

1 名 称

2 目 的

3 日 時

4 場 所

5 主催者

6 後 援

特定個人情報保護委員会の後援等名義に関する規程

平成年 月 日

特定個人情報保護委員会訓令第 号

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会(以下「委員会」という。)としてその趣旨に賛同し、積極的に支援する価値があると認められる講演会、講習会、競技会、普及運動その他の行事、映画等の製作、出版物の刊行等(以下「行事等」という。)に対しては、この規程の定めるところにより、委員会の後援、協賛、賛助、監修等(以下「後援等」という。)の名義の使用を承認できるものとする。

(事務局総務課との協議)

第2条 行事等の趣旨に関係する事務を所掌する部局は、主管部局として、あらかじめ事務局総務課と次条に規定する審査基準により協議しなければならない。

2 行事等の趣旨に関係する事務を所掌する部局が複数にわたり、一の部局を主管部局とすることが困難な場合には、当該関係部局と事務局総務課との協議により事務局総務課を主管部局とすることができる。

(審査基準)

第3条 後援等名義の使用は、次に掲げる基準を満たすと認められる行事等について、これを承認することができる。この場合において、いやしくも委員会の信用を失墜させることのないよう十分配慮しなければならない。

(1) 主催者等及び関係者に関する基準

行事等の主催者、製作者、発行者等(以下「主催者等」という。)が、次のいずれかに該当し、かつ、主催者等及び関係者が信用し得る者であること。

ア 国の行政機関(独立行政法人、特殊法人、認可法人を含む。)

イ 地方公共団体

ウ 公益法人(宗教法人を除く。)又はこれに準ずる団体

エ 新聞社、ラジオ放送事業者、テレビジョン放送事業者、映画会社等の報道機関

オ アからエまでに掲げる者に準ずると認められる者

(2) 行事等の内容に関する基準

行事等の内容が、次のアからカまでに適合するものであること。

ア 委員会の所管行政の推進、普及又は啓もうに積極的に寄与するものであること。

イ 国民の生活又は教養の向上に寄与するものであること。

ウ 行事等が全国的又はこれに準じた広域性を有するものであること。

エ 行事等の所要経費についての資金計画が十分なものであること。

オ 特定の者の利益が図られるおそれのないものであること。

カ 行事にあっては、事故防止及び公衆衛生のための措置が十分に講じられてい

るものであること。

(申請手続)

第4条 行事等の主催者は、別紙様式による申請書に関係書類を添えて、当該行事等の1か月前（ポスターその他の印刷物等に後援等団体名を掲載する場合には、その印刷の1か月前）までに、事務局総務課に申請を行わなければならない。

2 申請書は、事務局総務課が受理する。

(監督指導)

第5条 承認後においても、事務局総務課は、次に掲げるところにより、主催者等を監督指導するものとする。

- (1) 行事等について主催者等又は関係者がこの要領の趣旨に反する行為を行わないよう常に注意すること。
- (2) 主催者等又は関係者がこの要領の趣旨に反する行為を行っている疑いがある場合には、現地調査等必要な調査を行い、その事実が判明した場合には、主催者等に対しその是正を文書により勧告すること。

(承認の取消し)

第6条 主催者等が前条第2号の勧告に従わない場合は、事務局総務課は速やかに、承認を取消し、直ちに主催者等に通知するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(結果の報告)

第7条 事務局総務課は、行事等の終了後、速やかに、申請者から行事等の実施内容、収支決算その他必要な事項を記載した結果報告書を提出させなければならない。

(事務局名による後援等名義)

第8条 事務局長は、事務局名による後援等名義の使用がふさわしいと認められる行事等に対して、事務局名の後援等名義の使用を承認することができる。

2 前項の承認は、第3条の基準に準じて、これを行うものとする。

(その他)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この訓令は、平成26年1月1日から適用する。

別紙様式

文 書 番 号
年 月 日

特定個人情報保護委員会委員長
氏 名 殿

申請者住所
氏 名 印

〇〇〇〇に対する特定個人情報保護委員会後援（協賛等）の
名義の使用の承認申請について

下記〇〇〇〇に対する特定個人情報保護委員会後援（協賛等）の名義使用の承認を
受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 行事等の名称及び目的
- 2 行事等の主催者
- 3 行事等の期間（期日）及び場所

（添付書類）

- 1 行事等の概要（議事次第、出席者、出品内容、使用施設、事故防止及び公衆衛生のための措置、入場料、後援等の団体等）を明らかにする書類
- 2 行事等の収支予算書
- 3 主催者等が民間団体の場合には、定款又は寄附行為、会則、役員名簿、活動状況等団体の性格及び内容を明らかにする書類
- 4 その他必要書類

特定個人情報保護委員会職員表彰規程

平成26年 月 日
特定個人情報保護委員会訓令第 号

(趣旨)

第1条 特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の職員（組織上の単位を含む。以下「職員」という。）で所管行政の推進に顕著な功績があり、他の職員の模範として推奨するに値する業績があったものに対して、この規程の定めるところにより表彰する。

(被表彰者)

第2条 職員の表彰は、次の各号のいずれかに該当するものに対して行う。

- 一 委員会の業務運営上顕著な業績があったもの
- 二 委員会の業務運営上有益な研究若しくは考案又は顕著な改善等をしたもの
- 三 天災、事故等の際、特別の功労があったもの
- 四 委員会に永年勤続し、その勤務成績が良好な者
- 五 その他職員の模範として推奨すべき業績があったもの

(表彰者)

第3条 表彰は、委員会委員長（以下「委員長」という。）又は委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が行う。

(表彰の方法)

第4条 表彰は、別記様式による表彰状を授与して行う。

- 2 第2条第4号に該当する者に対する表彰状は、委員長が授与する。
- 3 第2条第1号から第3号まで又は第5号に該当するものに対する表彰状は、原則として事務局長が授与する。
- 4 表彰には、副賞を添えることができる。

(表彰の日)

第5条 この規程による表彰は、毎年委員会設置日（1月1日）から直近の休日ではない日（以下「定例日」という。）に行う。ただし、第2条第3号に該当するものに対する表彰は、必要に応じて随時行うことができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第2条第4号に該当する者で、定例日前に退職を願い出た者又は定年退職した者に対する表彰は、その退職の日に行い、その者が死亡したときは、死亡の日にかかのぼって行うものとする。

(欠格)

第6条 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条の規定により懲戒処分を受けた者は表彰しない。ただし、その懲戒処分が取り消され、若しくは免除された者、又は処分後相当の期間を経過し、情状を酌量すべきものと認められる者については、この限りではない。

(審査会)

第7条 この規程を実施するため、事務局に委員会職員表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、事務局総務課長及び総務課企画官で構成する。

(表彰の事務)

第8条 表彰に関する事務は、事務局総務課においてこれを行う。

(実施細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から適用する。

様式第一 定例日に用いる表彰状

表彰状
氏名
右は満 年以上にわたりよく職務に精励し その成績は他の模範とするに足りる よって委員会設置の日にあたりこれを表彰 する
平成 年 月 日
特定個人情報保護委員会委員長 氏名印

様式第二 定例日以外に用いる表彰状

表彰状
氏名
右は満 年以上にわたりよく職務に精励し その成績は他の模範とするに足りる よってここにこれを表彰する
平成 年 月 日
特定個人情報保護委員会委員長 氏名印

様式第三 表彰状

表彰状
氏名又は組織の名称
右は
よってここにこれを表彰する
平成 年 月 日
特定個人情報保護委員会事務局長 氏名印

特定個人情報保護委員会の表彰等に関する規程

平成26年 月 日

特定個人情報保護委員会訓令第 号

(趣旨)

第1条 委員長又は事務局長（以下「表彰者」という。）は、特定個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）の関係団体又はこれらに類する団体が主催する行事等において、この訓令の定めるところにより、賞状、感謝状、表彰状等（以下「賞状等」という。）を交付できるものとする（副賞等に対する名義使用の承認を含む。）。

(表彰者の選定)

第2条 行事等を主催する部局（関係団体が主催する行事等にあつては、当該団体を所管する部局）は、原則として行事等の2か月前までに、表彰者について、事務局総務課と次項の交付基準により協議しなければならない。

2 次の各号に掲げる表彰者の賞状等は、委員会の重要施策の推進又は主催する行事等に関し、当該各号に掲げる功績又は功労（賞状の交付にあつては、業績又はコンクール、協議会等における成績）があつたと認められるものについて、交付することができる。ただし、表彰者が特に必要と認めたものについては、この限りでない。

(1) 委員長 特に顕著な功績又は功労

(2) 事務局長 顕著な功績又は功労

3 前項の交付は、営利目的に供されるおそれがある等の場合には、これを行わない。

(申請手続)

第3条 委員会の関係団体が、その主催する行事等に対して表彰等の交付を受けようとするときは、前条による交付者の決定後、事務局総務課に対して別紙様式による申請書に関係書類を添えて、申請手続を行わなければならない。

(交付の決定)

第4条 賞状等は、前条の審査基準等に基づく交付の可否等について審査の上、交付の決定を行うことができる。

(決定の通知)

第5条 賞状等の交付の可否の通知は、書面により行うものとする。

(結果報告)

第6条 第4条の規定により交付が決定した賞状を主催者が受賞者に交付したときは、事務局総務課長に対し、受賞者名（受賞団体名）、交付年月日、選考経緯その他参考となる事項を速やかに報告し、又は報告させなければならない。

(実施細目)

第7条 この規程の実施に際し、必要な事項は事務局長が定める。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から適用する。

(別 紙)

特定個人情報保護委員会委員長 ○○ ○○ 殿

申請者（団体）名

印

○○○○に対する賞状等（感謝状等該当するもの）の交付について

標記について、下記により特定個人情報保護委員会委員長賞状等の交付を申請します。

記

- 1 名 称
- 2 目 的
- 3 日 時
- 4 場 所
- 5 主催者
- 6 後 援